

居宅介護支援事業所 ゆず一家 運営規程（介護予防支援）

（事業の目的）

第1条 この規定は、株式会社ゆずが設置経営する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の定める介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の担当職員は、利用者の心身の特性、状況等を踏まえて、その要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	居宅介護支援事業所ゆず一家
所在地	尾道市美ノ郷町三成 1571-7

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事務所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤1名（介護支援専門員と兼務））

管理者は、事業所の従業者の管理、利用者の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握、その他

指揮命令等を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

2. 担当職員 1名以上（常勤1名以上（管理者と兼務））

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

3. その他非常勤職員を若干名置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日～金曜日までとする。

ただし、祝日、12月31日～1月3日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法と内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は、事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

1. 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。
2. 提供した指定介護予防支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。
3. 通常の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要する交通費は以下の通りとなる。
公共交通機関を利用した場合、自費相当。
公用車を利用して実施地域を超えた地点から、1キロ毎に100円を実費として徴収する。
4. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

尾道市

福山市

東広島市

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、記録の整備その他必要な措置を行う。

2. 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置、記録の整備その他必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用せず、外部への状況提供については利用者又は家族等の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を採用時に提出させるものとする。

(受給資格等の確認)

第14条 事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及びその有効期限を確かめるものとする。

2. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、その趣旨及び内容を確認するものとする。

る。

(身体的拘束適正化の取り組み)

第 15 条 事業所は、身体的拘束適正化のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束適正化のための指針を整備すること
 - (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと
2. 利用者又は、他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合（①切迫性②非代替性③一時性かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる）についてのみ身体的拘束等を行うことがある。
3. 身体的拘束等が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。
4. その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存（東広島市は5年間保存とする）しなければならない。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第 16 条 事業の提供の開始に際し、要介護及び要支援認定（以下、「介護認定」という。）を受けていない利用者については、介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

(記録の整備)

第 17 条 介護予防支援、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（東広島市は第2号に掲げるものにあつては5年間）保存する。

- (1) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア. 介護予防サービス計画
 - イ. アセスメントの結果の記録
 - ウ. サービス担当者会議等の記録
 - エ. 評価の結果の記録
 - オ. モニタリングの結果の記録
- (3) 市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的対応)

第 18 条 利用者等への説明・同意について、電磁的な対応として、タブレット端末を用いた方法で署名を行う。電子署名が何らかの理由で困難な場合は、書面での対応に代えさせていただく。

(ハラスメント)

第 19 条 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職員及び利用者間、取引業者、関係機関の職員との間において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範

困を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 事業所は、介護予防支援の質の評価を行い、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

定期的研修 随時

2. 介護予防支援事業利用に際しての利用契約は、別に定める。
3. 事業の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町に通知する。
4. 事業所は、介護予防支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ゆずと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

1. この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。